資料　４－１

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会
CISPR B 作業班（第３回）議事要旨（案）

１　開催日時：平成 24 年 9 月 10 日（月）　14 時 00 分～16 時 55 分

２　開催場所：金融庁　14 階　1415 会議室

３　出席者（順不同）

【構成員】井上主任(KEC)、吉岡主任代理(富士電機)、阿良田構成員（電技協)、江場構成員（電事連)、尾上構成員（NHK)、川崎構成員（鉄道総研)、久保田構成員（TELEC、代理：三塚様)、小玉構成員（シャープ)、後藤構成員（NICT)、篠塚構成員(NICT)、田島構成員（NTT)、田辺構成員（電中研)、中村構成員（鉄道総研)、林構成員(三菱電機)、平野構成員（JFMDA)、福島構成員(超音波工業会)、森光構成員（JEMA)

【事務局】丸尾、臼井、黒田、下谷(総務省)

４　議事概要

(1) 事務局から配付資料の確認が行われた。また、今回より NTT 田島様が構成員として審議に参加することが報告された。

(2) 資料３－１　前回議事要旨（案）について、修正意見等あれば 1 週間以内に事務局まで連絡することとなった。

(3) 資料３－２　CISPR バンコク会議 SC/B 対処方針（案）について、吉岡主任代理から説明があり、以下の議論の後承認された。

〇吉岡主任代理：6.1.1 項の microwave therapeutic equipment の 1GHz～18GHz のエミッションについては対象外であるという内容を 535/CD 文書の回答として提出しているが、これについてそもそも適用外と言っているのか、許容値が厳しすぎるということなのか、何らかの意見を求められている。データを出して厳しすぎることを主張するのか、対象機器として外すことを依頼するのか。

平野構成員：医療機器側としては、本件が table12,13 の microwave cocking appliance に基づいていることから、該当しないという切り分けをし、マイクロ波治療器に関する記述の項目に追加していきたいという提案をしている。

吉岡主任代理：B 議長からその提案の根拠を示せと言われている。

井上　主任：エミッション状況を示せということである。審議状況が第 6 版における 1GHz 超のマグネトロンの許容値について Class B だけになっていたものを、規格の一貫性の点から、Class B だけではないということで、Class A にも適用拡大する提案の CD 文書であった。その提案についてマイクロ波

治療器は対象としないというコメントだけでは足りず、その部分については新たな許容値を設けるのか、どうするのかを提案するべきである。

平野構成員：では、現状を確認する中で、場合によってはマイクロ波治療器の許容値の提案をするという理解でよろしいか。

井上　主任：そういうことになるだろう。データ等はお持ちか。

平野構成員：マイクロ波治療器の工業会にどのくらいのデータがあるか確認する。バンコク会議に向けていくつかデータを揃えることにする。

井上　主任：バンコク会議に医療機器メーカーから出席はあるか。説明出来る方が必要だ。

平野構成員：ではデータの確認を行い、出席については工業会の事務局長と確認する。

〇井上　主任：本日欠席の久保田構成員から、事前に、IH 調理器の規格が CISPR14-1 に移管されたこともあり、CISPR11 から削除されることが決まっているが、事務機器に IH 機能を入れたもの等について根拠が無くなるのではないかという話がある。

三塚構成員：電波法に適用する場合も考慮して、CISPR11 にも規格を残しておいて欲しいという話である。一部の機器では IH 調理器の測定法を準用しているものもある。CISPR11 本体には 150kHz 以下の放射妨害の規定が無いため、IH 調理器の規定がないことで拠り所が無くなるのではないか。

井上　主任：そこは国内の問題であり、それをもって CISPR11 からの削除を反対することは出来ない。国内法の適用には CISPR11 からだけではなく、関連する国際規格を適用すれば良いのではないか。CISPR14-1 も家庭用と限らず半田付け機器や工作機械も入っている。

事　務　局：CISPR 規格が変更されたことで国内法令に適用できないということはない。

(3) 資料３－３　CISPR バンコク会議 SC/B WG1 対処方針（案）について、吉岡主任代理から説明があり、以下の議論の後、修正する点を含めて承認された。

〇井上　主任：SC/B の対処方針（案）に戻ってしまうが、誘導式充電器を別プロジェクトとするよう要請とあるが、EV 用の充電器について CD 文書で MT を作るという提案なのか、JTF を提案するものなのか。

吉岡主任代理：グループ 2 の中に誘導でエネルギーを伝送する装置は CISPR11 であると追加記載されていることから、その対象機器として EV 用の充電器が入っているもの。今回新たに誘導でエネルギーを伝送する機器を全て CISPR11 扱うこととなると、全く新しい規格となると考えられるため、MT-GM でどのように扱うのか、関係委員会との JTF を立ち上げるのか、確

認したい。

井上　主任：関係委員会としてはSC/Fもあり、小電力機器の充電についても対称となるのではないか。CISPR14の検討課題としても上がっている。JTFを提案するとしたらどのように提案するのか。

吉岡主任代理：今回、CISPR11 の所掌範囲として誘導式充電器が入ったことで、EV の充電器が対称となるのだが、TC69はCISPR/Bとリエゾンが出来ているので問題ないという話もあるが、それが CISPR11 全般の改訂として異論無く承認してもよいのか、という心配である。特段問題が無ければ話を聞くだけとする。

井上　主任：では、MTもしくはPTの設立を希望するのか、製品委員会とのリエゾンを希望するのかについては、議長に方向付けを確認するというスタンスで望むこととしてはどうか。

吉岡主任代理：対処方針（案）の 5.6 項の改訂行程についての対処方針を、別プロジェクトにて審議を依頼するとしているところを、確認するという対処に修正する。

(4) 資料３－４　CISPRバンコク会議 SC/B WG1 MT-GCPC対処方針（案）について、小玉構成員から説明があり、特段の議論なく承認された。

(5) 資料３－５　CISPR バンコク会議 SC/B WG1 MT-APD 対処方針（案）について、後藤構成員から説明があり、特段の議論なく承認された。

(6) 資料３－６　CISPRバンコク会議 SC/B WG2対処方針（案）について、田辺構成員、川崎構成員から説明があり、特段の議論なく承認された。

(7) 資料３－７　CISPRバンコク会議 SC/B 関連会議参加者（案）について、井上主任から説明があり、川崎構成員の出席会議の修正及び田島構成員の出席追加以外は特段の修正等無く承認された。

(8) その他として、IEC/SG3国内委員会（スマートグリッド）のメンバーとして参加されている吉岡主任代理より、国内委員会の審議内容について報告があった。

(9) 次回会合は未定。

以上